

運搬確認証

原規規発第 2105256 号

令和 3 年 5 月 25 日

三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 梅田 賢治 殿

原子力規制委員会

令和 3 年 4 月 23 日付け三原燃第 21-0042 号をもって確認の申請のあった車両運搬については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 2 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、当該運搬に関する措置（運搬する物についての措置に限る。）が同規則に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、同規則第 20 条の規定に基づき、運搬確認証を交付します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 : 三菱原子燃料株式会社

住 所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 6 2 2 番地 1

代 表 者 : 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量

(1) 種 類 : 軽水炉 (PWR) 用新燃料集合体 (二酸化ウラン燃料及びガドリニア入り二酸化ウラン燃料)

(2) 性 状 : 固体 (二酸化ウラン粉末焼結体及びガドリニア入り二酸化ウラン粉末焼結体)

(3) 量 : [REDACTED] kgUO₂
[REDACTED] kgU ([REDACTED] kg⁻²³⁵U)

(4) 濃縮度 : [REDACTED] wt%以下 (二酸化ウラン)
[REDACTED] wt%以下 (ガドリニア入り二酸化ウラン)

3. 核燃料輸送物の種類 : A型核分裂性輸送物

4. 核燃料輸送物の総重量 : [redacted] kg 以下 / 輸送物

5. 収納する核燃料物質等

(1) 重量 : [redacted] kg UO₂ 以下 / 輸送物

(2) 放射能の量 : [redacted] GBq 以下 / 輸送物

主要な核種

²³²U [redacted] Bq 以下 / 輸送物

²³⁴U [redacted] Bq 以下 / 輸送物

²³⁵U [redacted] Bq 以下 / 輸送物

²³⁶U [redacted] Bq 以下 / 輸送物

²³⁸U [redacted] Bq 以下 / 輸送物

⁹⁹Tc [redacted] Bq 以下 / 輸送物

6. 使用する輸送容器

(1) 名称及び個数 : MFC-1型 28個

(2) 核燃料輸送物設計承認に関する事項

・設計承認番号 : J/105/AF-96 (Rev. 3)

・設計承認書の承認番号 : 令和元年7月8日付け原規規発第1907085号

・有効期間 : 令和元年7月8日から令和6年7月7日まで

(3) 容器承認書に関する事項

・容器承認書の承認番号 : 令和元年7月8日付け原規規発第1907086号

・承認容器として使用する期間 : 令和元年7月8日から令和6年7月7日まで

・承認容器登録番号 : S36A105, S39A105, S54A105, S45A105, S50A105, S29A105,
S34A105, S33A105, S31A105, S58A105, S38A105, S51A105,
S41A105, S37A105, S46A105, S49A105, S57A105, S56A105,
S47A105, S60A105, S40A105, S59A105, S52A105, S32A105,
S61A105, S30A105, S35A105, S42A105

(4) 外形寸法

長さ : 約 [redacted] m

外径 : 約 [redacted] m

高さ : 約 [redacted] m

(5) 重量 : 約 [redacted] kg

7. 核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数 : 制限なし

8. 積載方法又は混載の別 : 専用積載

9. 運搬確認証の有効期間 : 令和 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日から令和3年7月24日まで

10. その他特記事項 : なし